



請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第33号
件 名	イスラエルに国際司法裁判所（ICJ）暫定保全措置 遵守を求めること及び日本政府によるUNRWA拠出 金停止を撤回することに関する請願
請 願 者	  影 浦 峽
紹介議員	小 林 れい子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

イスラエルによる 75 年にわたるパレスチナの不法占領を背景になされたハマスによる 10 月 7 日のイスラエルへの攻撃をきっかけとして、イスラエル軍はガザ地区に全面攻撃を開始しました。この攻撃によりガザ地区のパレスチナ人 2 万 5000 人以上が殺され、170 万人が家を追われました。犠牲者の 7 割は子どもと女性であると報じられています。

この状況を受けて、国際司法裁判所（I C J）は 2024 年 1 月 26 日、イスラエルのガザ地区における行為をジェノサイド条約で定められたジェノサイドに確からしく該当しうると判断し、イスラエル政府に対してジェノサイド行為の予防、扇動の防止と処罰、人道的支援活動の保証を含む暫定保全措置を命じました。日本政府も I C J の決定を歓迎する外務大臣談話を発表しましたが、イスラエルによるジェノサイド相当行為は依然として続いています。

こうした中、日本政府は、ガザの人道支援に中核的な役割を担う国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）への拠出金を、数名の職員がハマスの攻撃に関与したとの疑いを理由に、停止しました。UNRWA 事務局長フィリップ・ラザリーニ氏が述べるように、UNRWA が資金不足で活動停止を余儀なくされると、ガザでさらに多数の人々が命を失うこととなります。既に UNRWA も調査を開始している中で、拠出金を停止する措置は、I C J の決定と齟齬をきたしているだけでなく、国際法が禁ずる集団的懲罰に相当する可能性もあります。

2023 年 10 月 7 日以降、複数の地方自治体がイスラエル・パレスチナの停戦を求める決議・意見書・要請書を採択しているところですが、文京区議会におかれましては、最近の状況を踏まえ、内閣総理大臣及び外務大臣に向けて、下記の二点を求める要請書を採択していただきたく、ここに請願を行うものです。

請願事項

- 1 イスラエル政府に対して国際司法裁判所の暫定保全措置に従いジェノサイドの防止とジェノサイド扇動発言の防止・処罰、人道的支援活動の保証を改めて要求すること。
- 2 UNRWA への拠出金停止を撤回すること。